

労務相談のご案内

相談
無料

従業員に安心して働いてもらうための職場環境を整備出来ていますか？

随時相談可能

～「うちは少人数だから大丈夫」と思っていないませんか？～

従業員を雇用する場合、労働基準監督署への届出義務のある書類等があります。適正な届出が出来ていない場合、自社に不利益を被る場合があるため、まずは商工会議所へご相談ください。

● 36 協定

届出義務有
(必須)

労働基準法により、会社が法定労働時間（1日8時間・週40時間）を1時間でも超えて残業をさせる場合など、労働基準監督署へ36協定の届出を行うが労働基準法で義務付けられている書面のことです。

● 就業規則

作成・届出義務有
(10名以上必須)

就業規則とは、賃金や労働時間など働く上でのルールを明記したもので、常時10人以上の労働者がいる事業場には作成・届出義務があります。「従業員に安心して働いてもらう」ために不可欠なツールです。

36協定の届け出や就業規則が古いまま。人材定着のため、法改正に対応して安心して働ける環境を整備したい……

Case 1



実態に合わせた就業規則の見直しと適正な労働時間管理を徹底。職場環境を整備し離職防止に繋がった

★36協定、就業規則作成の相談をはじめ、助成金申請のアドバイス、労使トラブルの相談など随時、承っております。

● 労務相談の一例

< テーマ >	< 支援内容（一例） >
36協定・時間外労働の適正化	時間外の考え方や上限規制への対応、特別条項の記入方法 等
就業規則の作成・見直し	就業規則の記載事項に関する最新の法改正への対応法的なリスク回避のポイント解説 等
労働関連の助成金申請支援	キャリアアップ助成金、業務改善助成金などの助成金概要説明、申請書類の作成アドバイス 等
労使トラブルの問題解決	従業員との労使トラブル時の対応に関するアドバイス 等

お申込み
お問い合わせ先

八尾商工会議所 総務部 業務課

〒581-0006 大阪府八尾市清水町1-1-6 TEL：072-922-1181 FAX：072-922-8828

八尾商工会議所 総務部 業務課 行 (FAX 072-922-8828)

労務相談
申込フォーム



参加申し込みはこちらのQRコードからも可能です！

事業所名					
所在地					
メール	@ (八尾商工会議所メールマガジン <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要)				
TEL	-	-	FAX	-	-
担当者	(ふりがな) 氏名		部 役	署 職	